

24  
作法大意  
全

第23  
388



小島政吉先生編

法  
大  
意

埼玉活版所發行

明治  
41 10 9  
内交

は し が き

至誠は本なり、禮節は末なり、末を以て本に代ふること能はざるは固よりながら、本のみを務めて末を闕くは、本を勉めて更に末をも兼ねるの愈れるに如かざるは、何人も否認する能はざる所なるべし。至誠だにあらば、禮節何ぞ顧みるに足らんや、といはゞ、これ今代文明の民を驅つて、古昔蕃野の状態に逆退せしむるものなり。孔子が文質彬々として、而して後君子なり、といはれしも亦、こゝの意なり。

我が國古來、禮儀の國と稱し、君子國と誇りたれども、其の眞に禮儀の民たり、君子の人たるものは特別階級の人士に限りて、一般多數の民は單に朴實を以て足れり、として過をこ來たりたるものゝ如し。現今猶一般人民禮節の状態を以てこれを泰西文明國の民に比すれば

頗る遜色なき能はず。教育は現代の文明を進めて、更に高き度に進ましむるにありといふ以上は、この點に關しても大いに力を費さざるべからざるは論を待たざるべし。

禮節を學ぶの要實に此の如し。これ本書を編纂して修身教科の一資料とする所以の趣旨なり。學ぶ人よくこの意を體して、これを知り、これを行ひ、以て進退度あり出入法あり、人に接し物に觸れて禮容閑雅、眞に本末雙美の君子人たるを期すべし。

明治四十一年九月

編者しるす

### 例言

一 本書は、我が國今日普通の坐作進退應對等の禮法、及びその心得を教へんが爲に編纂せるものなり。

一 本書は、曩に、余が長野縣に教職に在りしとき、師範生徒に教授せん目的を以て、同僚諸氏と共に討究して、一本を編成し、和歌山縣師範學校に轉ずるや、同じ目的を以て、又その校同僚諸氏と調査し、先きの稿本を取捨し、尋いで愛知縣に移るや、又同じく人々と講究を重ねて稿を改めたるを、今や我が師範生徒に授けんとするに當り、更に修訂を加へて成りたるものなり。もと廣く世に公にせんとの目的にあらず、只筆記に代へて教授用に供せん爲めなりしを、こたび河野氏の切なる求めに應じて、つひに世に出す事とはなしつ

るなり。

一 本書は、上の如く度々の手を重ねたるものなれば、割合に多くの調査講究を経たるものなり。従つて、こたび公刊については、前記諸校の承認を得たり。こゝに、本書の由來を記して、併せて、かの各校に謝意を表す。

一 本書は、前記の如く坐禮立禮等の普通形式、及びその心得を教ふるを主としたれば、成るべく簡約にして、今日の實用に適せしむるを期したり。若し夫れ鄭重なる古禮に則り、又は流派に拘はるが如きに至つては、本書の取らざる所なり。

一 本書は、前記の如く師範學校生徒に教授するを目的としたるものなれば、若し小學校兒童などに教授せんときは、適宜取捨斟酌を加ふべきは勿論なるべし。

明治四十一年九月

編者しるす

### 作法大意目次

第一章	坐作進退	一
第二章	物品授受及び進撤	一二丁
第三章	飲食	二四丁
第四章	賀儀葬祭並に贈遺	三六丁
第五章	容儀服裝	四六丁
第六章	言語應對及び訪問	五四丁
第七章	雜件	六九丁

作法大意

坐作進退



正坐は端正にして威容あるを要す。その作法は、右足の  
の母指を左足の母指の上に重ね、腹部を張り、両手を膝の  
正に置き、  
起立するには、両手を膝の上に置き、足の爪先を立て、下  
座の足より起つべし。

室内を行進するには、直立して頭頸を正しくし、両肩を  
平かにし、両手を和かに腿の上に付け、凡そ面前一丈以内  
に眼を着け、一步を一息に歩むべし。歩を運ぶに、膝を折

第四

らず踵を揚げず、早からず遅からず、跣躡なく、體幹を動搖せずして行歩すべし。敷居、疊の接目を踏み、物を跨ぎ、大足に歩み、又は足音高き等は皆非禮なり。廻り返るとき、通常は右へ廻るを順とし、左へ廻るを逆とし、れども、貴人の位置によりて一定し難し、順逆には泥むべからず。

第五

正坐するにも行進するにも、必ず前面を正視すべし、眼を上下左右に轉じ、又は家の隅々など見廻す等の事あるべからず。又人の書簡を認め、或は披見し、若しくは飲食せるときは、勉めて他方に着眼すべし。着座するには、まづ兩足を揃へて膝を屈め、左膝を先きに、次に右膝をつきて、正坐の姿勢を取るべし。

第六

坐禮は、上輩に對しては、左右の指頭を觸れ合せ、掌を疊の上につき、鼻梁の指に觸る、程に頭を下ぐべし。これを合手禮といふ。等輩に對しては、兩手を雙へて疊の上につき、頭を良き程に下ぐべし。これを双手禮と云ふ。下輩に對しては、兩手を四五寸程隔て、指頭を疊につき、僅かに頭を下ぐべし。これを指建禮と云ふ。總べて三息の間を以て行ふものとす。

(注意) 手をつくには、膝より餘り遠からず、近からぬ所なるべし。遠ければ、膝の踵より離るゝことあり、近ければ、肩いかりて見苦し。又肘の張るは無禮なりと知るべし。

第七

退座するには、成るべく上座若しくは他人の方に我が背後を向けざる様引退きて起立すべし。

第八

人の前後を通過するとき、その人おのれより上輩なる

ときは跪きて指建禮を行ひ、下座の足より踏み出し、等輩なることは両手を膝頭まで下げ一禮して過ぐるものす。立禮に在つてもこれに準じて心得べし。

人我が前後を通過するときは、相應の答禮を行ふべし。

障子襖を開かむには、先づ跪き引手に手をかけて少し開き、次に下より凡そ三四寸の所に手を掛けて、全く開くべし。

閉づるときには、下より三四寸の所に手を掛けて大部分閉ぢたる後、引手に手をかけて密閉すべし。

扉を開閉するには、先づ戸に面して立ち、把手を取りて開き、戸内に入り、戸外に出て、再び戸に面して、把手を取りて靜かにこれを閉づべし。

立ちたる人又は椅子に凭りたる人に禮するには、立禮を用ふ。最敬禮は左の如し。正面に向ひ進み出で、拜すべき處に到り、先づ兩足を揃へ、軽く一禮し、下の足より歩を起して三步進み、上體を伏するに従ひ腰を屈し、體につれて(臂を縮めず)兩手を膝頭まで垂るべし。拜して後、寛徐に體を起し、手を股の上に据ゑ、上の足より歩を起して三步退き、廻旋して還るべし。

(注意) 拜するときは、貴人の方を見上げて拜すべし。緩急はこれ  
も亦三息にして、體を伏する間一息、拜する間一息、體を起す間一息とす。腰を屈するに膝を折り、首を俯するに頭と襟との間の開くは、甚だ見苦し。

敬禮は次の如し。兩足を揃へ腰を屈し、兩手を膝より少し上まで垂れて拜すべし。その他、最敬禮に準じて心得



第十一

べし。

貴人兩位を拜するには、先づ第一位の貴人の正面に進み出て、軽く一禮し、三步進みて最敬禮（若しくは敬禮）し、畢りて三步退き、次の貴人に面して軽く一禮し、三步進みて最敬禮（若しくは敬禮）し、畢りて三步退き廻旋して還るべし。

（注意） 兩位を拜するときには、兩位の真中を上と心得べし。

貴人に對して椅子に倚るときは、先づ椅子の左の方に立ちて兩足を揃へ、敬禮して挨拶の上、右の手を椅子の上にかかけ（帽を携へたるときは、こ）先づ右足を、次に左足を以て椅子の方に寄り、着椅すべし。

着椅の姿勢は、上體及び下脚は垂直にし、上脚を水平にし、

第十二

兩膝は揃へて相接し、足蹠は平かに地に着け、兩手は膝の上に置く。帽を携へたるときは、兩縁を左右の手に持ち膝の上に置くべし。

（注意） 椅子に倚りては、後ろにそり掛るべからず。腕組をなし、足を組連へ、又は組重ねなどすべからず。

椅子を離るゝときは、先づ一應挨拶して椅子の前に立ち、つぎに右の手を椅子のうへにかけ、左の足を先づ運びて斜に椅子の左の方へ抜き、敬禮して退くべし。同輩以下に對して着椅するとき、れよびその退座するときの法、亦これに準じて知るべし。

椅子にあるとき、人に禮するには、尊長に對しては、椅子の左に離れ、同輩以下に對しては、椅子の前に起立して禮

第十三

第十四

すべし。

握手は、上輩又は婦人に對して、下輩又は男子より求むべきものにあらず。さて、互に右手を出して握り、穩かに振搖し、上輩又は婦人より放ちて、下輩又は男子これに従ふべし。

第十五

神前に拜するには、先づ手洗ひ口嗽ぎ、拍手二回して、後合掌しこれを下腹の前に持來たすこ同時に、少し頭を垂れ、上體を傾けて、再拜すべし。神前を退くには、先づ一步斜めに卻さて後、背後に向くべし。

第十六

玉串を神前に供するときは、両手にてその本を把りて進み、右手にて旋らし、その本を神前に向けて、両手を以て臺上に供し、然る後神拜すべし。

第十七

神社佛閣を通過するときは、敬意を表すべし。

第十八

途上に於いて行幸行啓に遇ふときは、前驅の稍々前より道路の一侧に停止し、車駕六歩前に近づき給ふときは、最敬禮を行ひ、六歩過ぎ去り給ふ迄この姿勢を保つべし。

第十九

皇族に對しても前同様たるべし。

第二十

軍旗に遇ふときは、これに面して敬禮を行ふべし。但し軍旗に上覆を附したるときは禮するに及ばず。

第二十一

尊長に遇ふときは、數歩前にて歩を停め、兩足を揃へ敬禮を行ひ、尊長の通過するを待ちて後、歩をおこすべし。片手に物を持ちたる時は、其の手は、其のまゝに、他の手を下げて禮すべし。兩手に物を持ちたる時は、其のまゝにて禮すべし。

第二十二

隊伍を組みたる者、行進中尊長に遇ふときは、其の引率者のみ相當の敬禮をなし、引率せらるゝ者は尊長に注目し敬意を表して過ぐべし。

第二十三

隊伍を組みたる者、行進中相遇ふときは、互に路の右側に避け、引率者のみ互に敬禮を行ひ、引率せらるゝ者は注目し敬意を表して過ぐべし。

第二十四

門戸若くは廊下階段等總べて狹隘なる所にて、尊長は勿論、人に遇ふときは、特に注意すべし。

第二十五

すべて人と行違ふときは左に避け、後より人を過ぐるときは、右に就くべし。これを左避右就の禮といふ。

第二十六

れのれ車上に在りて、行歩せる尊長に遇ふ時は、車を下りて敬禮すべし。總べて、車馬に乗りながら人に禮し、又

第二十七

は談話應答するは無禮なり。但し等輩以下に對しては車上にて可なり。已れ行歩して、車上なる尊長以下に遇ふ時は、常の如く敬禮を行ふべし。敬禮する時に當りて傘を持ちたならば、これを左に傾くべし。

第二十八

知人に遇ふ時は、前種々の場合に準じて相應に禮すべし。

第二十九

尊長と同伴する時は、後方或は左方に就くべし。夜間雪路、端艇に乗る時、若しくは不慮の虞あるとき等の如きは先行すべし。

室内を掃除するには、窓戸を開き、戸障子、鴨居等を能く拂ひ、其れより室を隅々までよく掃き、然る後雑巾をかかくべし。帯雑巾は疊又は板の目に従ふべく、帯先を人の前

に向くべからず。

第三十

室外を掃除するには、豫め水を撒き、樹木等に附着せる枯葉、蛛網等を拂ひ去り、然る後掃くべし。雑草は抜き去るべく、藓苔は掻き荒らさぬ様に注意すべし。

第三十一

總べて、掃除を爲すには、置きたるものは取除けて掃除し、後に舊位に整理し置くべし。紙絲等の屑は、拾ひて屑籠に投すべし。

第二章 物品授受及び進撤

第三十二

座蒲團を進むるには、両手にて持ち出で、適當なる所に静かに下に置き、少し押進めて客人にまゐらすべし。巻き又は疊みたる敷物は、其のまゝ持ち出で、然るべき位

置を見計らひて、下に置き、しづかに繰りひろげて敷くべし。

受くるものは相當の挨拶をなし、少し引寄せて之を敷くべし。受くるものゝ心得は下皆之に準ず。

第三十三

煙草盆を進むるには、火入を客の左の方に、灰吹を右の方にし、両手にて持出で、客の前程善き所に進むべし。收むるときは、手を兩隅に掛けて引寄せ、前の如く持ち退くべし。

第三十四

火鉢は手掛の附けるものは、其を左右になる様にし、三足のものは二足を客の前にし、火箸は客の右邊に當れる方に立て揃ふべし。進撤は前條に準じて知るべし。

第三十五

煎茶は茶碗を臺に載せ、左の手に据ゑ、右の手をそへて

(或は兩手にて)持出で進むべし。客茶碗のみを取らば、臺をば下に置きて還る可し。客臺の儘取らんこせば之に従ふべし。客茶碗をも取らざれば、其の儘客の傍に置きて挨拶して還るべし。珈琲などもこれに準じて知るべし。但し匙又は箸を添へて進むものとす。

收むるには、茶碗の臺に載せてある時は、其の儘之を撤し、茶碗と臺と別にあるときは、先づ臺を手前に寄せ、茶碗を其の上に乗せて撤す可し。

第三十六

菓子は盆にのせ兩手にて持出で進むべし。縁高の綴目ある器は綴目を我が手前にし、箸は客の方に置くべし。收むるには盆を少し前に引寄せ、然して兩手に取上げ、持ち還るべし。

(注意) 菓子は客に進めたるときは、更に酒肴等を進むるに非ずば撤すべからず。客去りて後、收むべし。或は客の歸らんとするに臨み、紙に包みて贈ることも有るべし。

第三十七

煙草盆、火鉢、茶菓の位置は、茶菓は客の正前とし、煙草盆は少し右に寄り、火鉢は左に寄るものと心得べし。

第三十八

小刀は尖頭を我が方に向け、刃表を上にして持ちて、授くべし。扇子、團扇、傘、杖、提灯等之に準ず。すべて受領者の便宜を圖るを禮の趣旨とす。

第三十九

硯箱は其の向を我が方になし、其の上に料紙を載せ、左掌に据ゑ、右手を添へて持ち出で前に置き、料紙を載せたる儘蓋を取りて右の脇に置き、墨を磨り筆を墨汁に浸し、而して後硯箱の方向を轉じて進め、次に料紙も蓋に載せたる儘方向を轉じて進むものとす。

硯箱を受くるものは使用したる後は、蓋を爲し、料紙を載せ、硯箱の方向を轉じて少しく前に進め置くべし。

收むる時は、料紙を手前に引寄せて取廻し、次に硯箱を引寄せ蓋をなし、取廻して料紙を上に乗せ、持ち退くべし。

## 第四十

書翰を授くるには、字頭を右になし、中程を右の手に持ちて出で、一禮し、左の手を添へ、右の手にて上方を持ち、字頭を手前になして、二足進み之を授け、二足退き一禮して還るべし。

書翰を懷中して出づるときは、字頭を左に、表の方を内に向けて懷中すべし。さて先方の人に面して一禮して後、右の手にて中程を持ちて取出し、授くべし。

文箱に入れたる書翰は取り出し、宛名を調べ書狀のみを

渡すを可とす。但し文箱に封あるか、又は蓋に宛名を記したるものは、箱の儘渡すべし、文箱は其の文字を我が方に向け左掌に据え、右手を添へて持ち出で、右手を垂れて一禮し、箱を轉じ字頭を手前にし、右手に移し左手を添へて授くるなり。

書翰を受くるには、一禮して後二足進み、左掌に受け、右手にて下端を持ち、表を見て二足引きながら、右の手にて返し裏を見、右手を仰むけて書の中程を持ち、左手は垂れ、一禮して廻り退く可し。若し上官に代つて受領する場合には、某殿より某殿宛の書翰正に受領する旨を陳述して後、一禮して退くべし。

文箱を受取るときは、左掌にする右の手を添へて受け、右

手を垂れて禮するなり。

辭令書を授くるには、侍立せる人受領者の名を喚ぶに隨ひ、授くべき辭令書を右の手に持ち、左の手を添へて字頭を手前の方にし、右の手に上の方を持ちて之を授け、受領者の拜するとき、頷きて禮を受くべし。

辭令書を受くるには、召喚に應じて進み出で、卓より三歩程前にて兩足を揃へ、敬禮して下の足より三歩但し歩數に拘るべからず受くるに適宜の場進み、辭令書を左の掌に受け、右の手を添へて拜戴し、上より三歩退き、足を揃へ、右の手にて紙の右の端を持ち、左の手に持ちながら拇指にて順に披き一見して、元の如く疊みて中程を右の手に持ち、敬禮して退くべし。受けたる後椅子に倚り控へ居る時は、左手を膝

に著け、右手に書を持ち、膝の上に置くべし。時宜により懷中するも妨なし。

二通も三通も一度に授けらるるときは、之を一時に受け、一通づゝ披見したるを順次に下へ重ね、而して後右の手に持換へ、敬禮して退くべし。

一通づゝ授けらるゝ時は、先に受けたるを見、終りて懷中に入れ、再び進みて受け、此の如くして後懷中にあるを取り出だし、併せて右の手に持換へ退くべし。

(注意) 此の授受法は立禮の式を記せるなり。坐禮も亦之に準じて知るべし。以下同じ。

書物、卷物等は標題を我が方に向け、兩手に持ち出で、授くる時方向を轉ずる等、凡そ辭令書、書翰、文箱に準じて知るべし。

第四十三

軸物を懸くるには、先づ床の前にて跪き、緒を解き、軸を左手に、筭竹を右手に持ち、緒を筭に懸け、立ちて之を折釘に懸け、兩手を軸の両端にあて、徐ろに舒べ、下すなり。三幅對の軸は、始に中、次に上座、次に下座と掛くべし。懸けたる後は、三尺ほど退きて、位置の正否を見、曲りたる時は進み出で、正すべし。

第四十四

屏風を立つるには、中央より二分して、後左右に披くものこす。屏風二個以上あるときは、書は畫より、墨色畫は彩色畫より上に置くべく、山水一雙ならば、山を上とし、水を下とすべし。

第四十五

人の書籍等を看るには、下端に右指をかけて開き、先づ初次に中央、次に終を各二三葉づゝ見、然る後隨意の處を

見るべし。

第四十六

巻物の見方は、先づ巻物を左手に持ち、右手にて軸紐を解き、少しひらきて、其の紐を下より内へ、上より外へ廻し、紐の附際より又内へ納むるか、又は只紐を縮ねたるまゝ内へ入れ、之を右手にて巻き、左手にて開き、漸次に展覽し、終れば元の如く巻き納め、右手にて軸紐を巻き、其の終を少し折返して挿むものこす。

第四十七

人の掛物を見るには、床の間より少し隔たりて、身を置き、軸、表装、書畫、落款の順を逐ひて觀、次に挿花に及び、花瓶より始めて、花に終るべし。三幅對なるときは、通常中央より始めて、下座、上座の順に觀るなり。但し下座より始むるは、主人を敬する意にして、主人は上座より觀るを勸



第四十八

むるを禮さす。

人の前にて書冊を讀むべき事あらば、一通り黙讀して後に朗讀すべし。節を付けて讀むは聞き苦しきものなり、注意すべし。

第四十九

帽子は相應の臺に載せて左の手に据ゑ、右の手を添へて出すべし。臺に据ゑざるときは、縁を左右の手に持ち、出で、進むるときは、兩手にて少し手前の方を取りていだし、なり。

第五十

手水をすゝむるには、湯桶を盥の中に入れて進み出で、次に手拭を盆又は扇子にのせて持ち出で、湯桶をもちて湯を靜に盥の内に注ぎ、次に手拭を進むべし。若し柄杓にて掛くる時は、三杓を通常とするなり。

第五十一

燭臺は棹を右の手に持ち、臺を左の手に据ゑて出で、一旦下に置き、程善き所を見合せて之を据うべし。二箇以上を出す時は、上の方より順にすべし。三脚なるものは、夾鉢の三足なるものと同じ心得あるべし。剪掛あるは、其の方を下とすべし。收むるには、二箇以上なるときは、下より順に撤すべし。

燭の剪り様は、燭臺を左の手に持ち、右の手に燭剪を持ちながら、燭臺に添へて出で、燭臺の前に跪き、燭臺を下に置き、燭剪を其の上に乗せ、それより燭臺を右手に持ち、蠟燭を左手にて抜き、右手にて燭を剪り、再び右手にて臺を持ち、左手にて蠟燭を立つるなり。又數多き時は、蠟燭を抜かずして、燭臺に立ちたるまゝ、燭を剪るも可なり。

第五十二

品物の中、盆又は臺に載せて進むべきもの多し、注意して手ながら進めぬやうにすべし。盆なきときは扇子に載せ、或は白紙又は風呂敷を疊みて其の上に載せ出すべし。扇に載せて出す法は、扇の表を上にし、地紙を向うにして、要の方を右手に持ち、左の親骨に左の手を添へて進むるなり。若し重き物ならば、扇の中程を左の掌に据ゑて出すべし。

二四

第五十三

菓子は總べて茶に先だちて喫するものなり。先づ紙を出して下座に置き、其の上一二箇を採り、兩手の指頭を以て適宜に割り、喫すべし。

第三章 飲 食

第五十四

茶を受くるには、相當の會釋を爲し、右手を以て茶臺若しくは茶碗を取り、左手を添へて一旦下座の方に置き、座中を見合せ之を飲み、終りて茶碗を臺の上に置くべし。抹茶を受くるには、茶碗の底を左掌に据ゑ、右手を向うの上方にあて、受取り、手ながら一旦膝の上に置き、それより右の拇指を茶碗の手前になし、他の指を向うの方へ延ばし、茶の残らぬ様呑みはして下に置くべし。

第五十五

膳を供し來たるときは、少し頭を垂れて禮を爲し、等輩以上の人配膳を行ふときは、手を膝より下して禮を爲すべし。

熨斗の受け方も亦右に同じ。

第五十六

箸を採るには、右の拇指と他四指とにて箸の中央を持

ち、右膝の上に取り、之を箸構へよ云ふ。次に左手を左膝の上に仰むけ、右手より箸を受けて之をつまみ、而して右手に箸を持ち換へて其の中央を持つべし。左手を使用する際は必ず箸構へに返るべし。又食を中止する時は箸を膳の縁に掛く。之を箸休めと謂ふ。全く食を終ふるときは、之を掛けずして、始の如く膳の縁邊に揃へ置くべし。

第五十七

吸物は箸を持ちたる儘、蓋を取るべし。其の法小指無名指にて箸を握り、其の他の指にて蓋を取るなり。時によりては、蓋吸ひ附きて離れ難きことあり。然る時は、左の手を腕の縁にかけ、そこ押へ、右の手にて蓋の手前の方より明るる心持にて之を取るなり。取りたる蓋は膳の

第五十八

右縁に俯せて掛け置き、左手に腕を持ち、右手は箸を持ちながら腕に添へて、先づ汁を吸ひ、次に箸を取り、なほして實を食ひ、又汁を吸ひ、其の儘両手にて腕を下に置き、蓋をなし箸を置くべし。

酌人前に來るとききは、下座の人に一禮して盃を左掌に受け、右手を添へて酒を受け、飲み終りて盃を吸物碗の傍に置くべし。酌の少量を望むときは、低下するものとす。又盃は位卑き者より高き人に呈するものにあらず。

尊長より指授せられたる盃は、両手にて受け、一禮して酌人より酒を受くべし。若し返盃するときは、盃洗にてあらひ、若しくは紙にてぬぐひ、て後に進むべし。盃を進むる禮は、上輩へは目の上、等輩へは眼の通り、下輩へは目の

下まで盃を上ぐるなり。

(注意) 盃を受くるには、左手に受け、右手を着けて酒を受くべき者なれども、過なからん爲に右手を縁に添ふるなり。己より著しく、位高き人には、返盃はせざるものなれども、望まるゝ時は盃に据ゑて返進すべし。

第五十九

飯を喫するには、右手に箸を持ち、左の拇指を少し腕の縁に掛け、餘の指にて腕の底を持ち、初には二箸、二回目より三箸宛食ふものごとす。

(注意) 蓋を取る法は三の膳まで出でし時、左方の蓋は左手にて取り、右手を添へて左に、右方の蓋は右手にて取り、左手を添へて右に置くべし。其順序は飯、汁、平二の汁、盃とす。

第六十

食饌の順序は、先づ飯に汁、又飯に汁に喰ひ、次に平、次に鱈、次に二の汁、次に壺、次に猪口、次に焼物とす。必ず飯

第六十一

汁、飯を食ひて後、一菜を食ふべし。一周り食ひたる後は右の順序に拘はらず、適宜の物を食ふべし。雖も直ちに菜より菜に移りて(うづ)食ふべからず。

膳部を進むるときは、膳の中程より少し前を両手にて持ち、飲食物に息の掛らぬ様に捧げて、客の前に到り、下座の膝より坐り、膳を稍々離して据ゑ、程よくこれを推し進むべし。

第六十二

銚子は右の手にて柄を持ち、爛鍋は右の手にて鉋を持ち、徳利は右の手にて中頃をもち、共に左の手をそへて酌をするものごとす。

第六十三

飯を盛り換ふるには、右掌を仰向けて、客の腕を出す時糸尻を確ごもち、右手にて杓子を取り、櫃なる飯を左右へ

少しく分け、真中を二杓子盛り、其儘に進むべし。飯椀は貴人たりとも盆にて換ふることなし。但し茶椀ならば盆にて換ふ。

汁を盛り替ふるには、客の膳の右方へ盆を出して、食器を受け、程よく盛りて又右より出すべし。食器の縁には手を觸るべからず。

第六十四

食事に關しては注意すべき事項左の如し

一 箸をそろへんごて膳面を箸にて突く(つき)ことを爲すべからず。

二 箸にて飯の椀の中へ押付け(また)或は食物を妄りに口中へ押込み(こみ)若しくは箸を口中に深く入れて(甜り)又は箸に附着せる飯粒等を口にて取る(もぎ)等

のこごをなすべからず。

三 一の菜を食はんご欲して箸を下したる後、空しく止め(空)若しくは何れを食はんかご箸を案じて躊躇する(迷ひ箸又は箸なま)等のこごをすべからず。

四 汁の再進を受くる時、一旦膳に置かずして、直に吸ふ(受ひ)べからず。

(注意) 何品にても、一旦膳におきて後に食ふべし。又飯汁を盛り替ふる間は箸を膳におくべし。

五 膳の向うに在るものは、器を手に取り揚げて食ふべし。箸を以て直ちに之を挟み(越膳)若しくは右方にある物を左手にて取り、左方に在る物を右手にて取る(越袖)等のこごをすべからず。

俯向きて餘念なく食し(犬食)若しくは物を食する間(碗)の上より諸所を視回し(睨み)又は羹の碗底を漫りに探る(探り)等のことをすべからず。

六 魚肉の全部を食するも妨げなければ、その反し方は右頭にならざる様にすべし。

七 香の物は湯漬の時食ふべきものにして、決して其の前に食ひ又は湯漬の中に入れて食ふべからず。又香の物を挟みて湯を掻き廻す(廻し)べからず。

八 雑煮餅を食ふには、先づ汁を吸ひ、次に餅を食ひ、又汁を吸ふものとす。餅、蒲鉾、其の他總べて之に類する物の一部を食ひしとき、其の殘部の三日月状を爲らざる様注意すべし。

## 第六十五

九 飲食の際の言ふときは、箸を下に置くか、或は箸を持ちたる手を膝に置くべし。又食物口にある時發言すべからず。

十 揚技を使ふには、之を右手にもち、左手を以て口を掩ひ、少し下座に向ひ靜かに使ふべし。洋式の食事を爲さんとする時は、食堂に入る前に顔手を洗ひ、衣服の塵を拂ひなごし、食堂に入りては、主人の示せる席に着きて、行儀正しく椅子に着き、パン皿なる手巾を取りて膝の上にひろぐべし。

一 パンは手にて裂き、バターをつけて食すべし。但し欲せざる時は食せざるも妨なし。バターは卓上の器より一度に見計ひて、庖丁の先にて取りて、パン皿の隅

にわくべし。

二 スープは左手を皿に添へ右手に匙を持ちて掬ひ、音せざる様に吸ふべし。

三 鳥獸魚肉の類の切つて食ふべきものは、右手に庖丁を持ちて切り、左手に肉又を持ちて口に運ぶなり。

四 オムレツの如き柔き食品は、庖丁を用ひず、右手に肉又を持ち、ちぎりて食すべし。

五 盃は幹の所を持つべし、壺を把るべからず。飲むには一口にて飲み干すべからず。

六 卓上なる菓物は、食事後に取りて食ふべくして、食前又は食事中に取り食ふべきものにあらず。

七 食事終りたる後、給仕人の水を持ち来るを待ちて、指

第六十六

第六十七

第六十八

第六十九

頭又は鬚等を洗ふべし。

總べて飲食するには、成るべく口又は器物の音のせぬ様にすべし。又物を喰ひ散らして、きたなく残すはあし。

こぼしたるものを拾ひて、口に入るゝは無作法なり。煙草は尊者の前に在つて喫すべからず。これを喫するには許可を乞ふものぞす。又煙草を以て直ちに灰吹

を叩くべからず、掌に受けて灰殻を落すべし。鼻を拭ふには、下座の背後に向ひて、音の高からざる様にすべし。咳、くしやみなども同様なり。

配膳に出づる者は、第一身を清潔にし、殊に手指を汚すべからず。又足を撫で髪を搔く等は尤も慎むべし。客

の前に坐するには、手を膝の上に置くべし。あまり客の

顔を見るは不敬なれども、能く其の動止に心を付くること肝要なり。

三六

#### 第四章 賀儀葬祭並に贈遺

第七十

大祭祝日の次第柄は人々能くこれを心得、當日には必ず國旗を樹て、身分相應の事を營みて、奉祝の意を表すべし。

第七十一

吉凶相問は禮の大なるものなれば、衣服、言行、贈答には最も注意すべきものとす。

第七十二

吉禮の席にて病氣、死亡、不吉、不祥の事を語るべからず、凶禮の席にて吉事、快談、笑諢の言を發す可らず。

吉凶の慶弔、及び四時季節の贈答は相互の交誼を厚う

第八十

する國俗の美風なれば、人々其の分に應じてこれを行ふを宜しとす。但し贈遺の物は禮意を表するを主とするものなれば所謂獻芹の禮も決して輕きものと云ふべからず。價の貴賤を以て禮の厚薄を定む可らざるなり。

進物は品に依り、紙につゝみ水引を掛け熨斗を添ふるこ、器物に入れ熨斗を添ふるこ、只臺に載せて熨斗を添へざるこあり。鳥獸魚貝等には熨斗を添ふるに及ばず。進物を紙にて包むには、紙の左を下にし、右を其の上に

第八十一

重ね、凶禮にはこれに反するものとす。

水引は吉禮及び平常の贈物には、赤白のものを用ひて輪を上に向け、返し結びとし、婚禮杯には結放しとし、凶禮には青白のものを用ひて結び放しとす。水引の掛け様

第八十二



第八十三

は赤又は青の方を右にすべし。

場合によりては、進物を調ふる代りに、目錄として代金を贈ることあり。其の法は奉書、杉原紙等を二つ折にし次に之を三つ折にし、次に上下を少し後に折返し、中に金子を入れ、表に品名を記し、水引を掛け、熨斗を添ふるものとす。

第八十四

旅立殊に出陣等に在りては、これを祝する爲め、打蛇勝栗、昆布を以て着とす。

第八十五

新居を營むには、先づ地固の祭り、次に手斧始めの式、棟上の式あり。普請出来の上は、落成式を行ひ、賀宴を設くるを例とす。

第八十六

轉宅又は寄留轉居のときは、公式の届を爲すは勿論、隣

第八十七

家、組合等に挨拶すべし。又人の轉居を祝するには、樽肴等相當の物を擇ぶべし。

父母を始めとして、我が身の誕生日には、身分相應にこれを祝ふべし。父母の誕生日には、父母の健康を祝し、我が身の誕生日には、養育の大恩を仰ぎて今日あるを樂しむべし。

第八十八

出産より成人に至るまで、古來因襲の祝賀男女に就きていろくあり。貴賤詳畧同じからざれども、これを要するに、湯初め、七夜、命名十日以内に命名して出宮参り、食初め、初離女、初職男袴着子等にして、皆之に關する禮式あり。

婚姻は一生の大禮なれば、輕々しくすべからず。誠實なる媒介人に因り、通例父母の承諾を得、先づ結納を取り

交はし、然して婚儀を整ふべし。  
結納の贈物、持參の道具、當日の儀式等は、貧富貴賤に依りて差等あれども、要するに身分に従ふを以て禮の得たるものとするを忘るべからざるなり。

第八十九

家に死者ある時は、之を哀悼するは勿論なれども、哀に過ぎて禮を缺くべからず。諸事遺漏なく準備して、身分相應の儀式を行ふは、死者に厚うする所以なり。死者あるときは、先づ醫師の診斷書を添へ、死亡届をして埋(火葬證を受け、葬儀を行ふべし。

第九十

悔帳を製して、親戚故舊の贈物、弔慰者の姓名等を漏なく記し置き、又葬儀の場所に於いては、野帳に會葬者の姓名を記し、或は名刺を受け置き、忌明の後には答禮を行ふ

べし。出棺前會葬者に酒食を供し、又は葬儀の場所に辨當を分配する等は、土地の習慣と葬地の遠近とに従ひて斟酌あるべし。

第九十一

葬儀の時、喪主は喪服を着け、徒歩して死者の柩に従ふべし。少者の死には、其の家の長者は概してこれを送らざるを例とす。

第九十二

喪主又は其の代表者は拜禮の後、神官或は僧侶、及び會葬者に謝意の挨拶すべし。

第九十三

親戚、恩人、知友の家に喪事あるときは、速に赴きて弔問し、葬儀の準備を助け、又は通夜して死者を守るにことあるべし。

第九十四

喪家を吊する時、喪事を助くるにあらずば、玄關にて吊

第九十五

詞を述べ、直に歸るべし。主人も面會するを失禮とす。

葬儀に會する時は、悲哀の情を表すべし。其の式神葬ならば神前に進み、先づ玉串を供し、拍手して後拜禮し、佛葬ならば、焼香して後拜禮すべし。

葬儀の時の拍手は音を立てぬ様にすべし。又焼香は左手に香包を持ち、右手にて撮み焼くべし。香は自ら持參するを敬の至りとす。

會葬者華麗なる衣服を着くるは失禮なり。又途上高聲に談話し、巻煙草を喫し、歸途他家を訪ひ、或は料理店に酒食する等は非禮なりとす。

服忌は上下を通じて差等あることなし。公式の定めあれば、其の期間は、墓參の外は、慎みて、神社、官衙、公會、又は

第九十六

他家に行くことは成るべく遠慮すべし。卷尾に服忌表を掲ぐ。

第九十七

忌日年祭墓參は子孫遺族たるもの慎みて忽にすべからず。我が身は父母の遺體にして、我が家は祖先代々の遺物なれば、父母祖先の我に譲り賜へる恩徳の大なること、今更言ふを待たず。然れば子孫後裔たる者は、常に其徳を慕ひ遠きを追ひて、忌日年回の祭、墓參の勤を怠るべからざるなり。

忌日年祭を表示すれば左の如し。

神葬	佛葬
十日祭	一七日
五十日祭	三十五日

百 日 祭  
 一 年 祭  
 三 年 祭  
 五 年 祭  
 十 年 祭  
 二 十 年 祭  
 三 十 年 祭  
 五 十 年 祭  
 百 年 祭

四 十 九 日  
 五 十 日  
 百 ヶ 日  
 一 周 忌  
 三 年 忌  
 七 年 忌  
 十 三 年 忌  
 十 七 年 忌  
 二 十 三 年 忌  
 三 十 三 年 忌  
 五 十 年 忌  
 百 年 忌

四四

備考 佛式の五十日までは七日毎にすべきを尋して、本表の如く一七日、五七日、七七日、の三回に止めて可なり。

佛式に百年以後は五十年毎に行ふものとす。

第九十八

墓参するときは、先づ墓側を掃除し、水を灌ぎ香花を手  
 向けて、禮拜すべし。若し郷土を離れて遠隔の地に在る  
 ときは、寺院或は墓地管理者に附届して、不在中の監督を  
 依頼すべし。

## 第五章 容儀服装

第九十九

衣服は身体を保護するのみならず、猶他に大なる目的あり。禮容を整ふること、即ち是れなり。凡そ衣服の容儀は其の人自身の品位に關するは勿論、其の出づる場所又は接する人に不敬となることあるものなれば、深く注意すべきなり。さりながら、これは決して價高き衣服を着飾りて品格を作れといふにはあらず、服装の身分年齢場合等に適し、又着様の能く整ふべきをいふなり。鄙野に陥らず、華美に流れず、その身分にしたがひて、れのが地位を保つに足る程の服装を爲すべし。奢侈を極むるの不良なると同じく、餘りに儉約に失して、身分に不

第一百

第一百一

似合なる装を爲すも、亦道に適へるものにあらず。要は、其の人は其の人らしくするに在るなり。

平常の執務、吉凶の儀式、訪問、旅行、散歩なご場合に應じて、それぞれ服装を整ふべし。例へば儀式の日、又は貴人の訪問に禮服を着すべく、凶事又は弔問の場合に華麗なる衣服、髪飾を避くるが如きをいふなり。

衣服の色、合品柄等の年齢、又は男女に相當すべきは固よりにて、又土地の風俗にも従ふべし。教師、學生、杯人に注目せられ易き身分の人は殊に然りす。但し土地の風俗にして良からぬものは、率先して改良すべきこと勿論なり。

衣服は衣紋を正しく著るを肝要とす。胸先を多く開

第一百三

八  
け、襟先を無揃にすべからず。帯は後にて正しく結ぶべし。羽織は襟を正しく返し、紐を胸の中央にて正しく結ぶべし。袴は前より先に著け、紐は正しく結び、裾は地を離るゝを度とすべし。

第四百四 洋服を著したるときは鈕釦、フックを外し置くべからず。

第四百五 襟巻は和洋服とも用ふべからず。外套は屋内に用ふべきものにあらざ、禮式るときは屋外にても用ひざるべし。

第四百六 衣服及び附屬品の垢つきたる、身体の清潔ならざる、頭髮の梳らざる、爪の剪らざる、髯鬚の剃るべくして剃らざるが如きは、我が容儀を損するのみならず、人に對して不

敬なれば、常に之を戒むべし。特に饗宴のときには、一層注意せんことを要す。但し餘り多く香油香水等を用ふるは却つて鄙野の所爲とす。

第四百七 男子の服装は、公廨に入り又は平常の訪問及饗宴等には、黒衣ブラック若くは朝衣モーニングを著し、夜會其の他盛儀の宴會等には、燕尾服を著し、決して短衣を著す可らず。若し和服を用ふるときは、必ず羽織ウエジマ袴ハカマを著し、氣候に關せず白足袋を穿つべし。

第四百八 帽子は頭上に戴くものなれば、服装中最も彰著にして人の注目するものなり。ゆゑに、深く意を用ひ、清潔にして適好の品を用ふるを要す。而して短衣朝衣及び黒衣には平帽を用ひ、燕尾服タキシード饗宴式等の場合により黒衣に禮

帽を冠す。帽子を冠するには、總へは中帶の結目を左方にすべきものとす。

第百九

襯衣は常に雪白のものを着用ふべし。汚垢せる襯衣は威儀を損するものなれば、尤も注意せんことを要す。謨護製の襟及手首を用ひ、又は手首のみを用ひて襯衣を著せざるは卑野の装とす。

第百十

手套は衣服に應じ白若くは着色のものを着用ふ。其の色は衣服の色より淺淡にして、手指に適合する者を宜しとす。敗れ或は汚れたるものを用ふるは不敬に涉るものなり。

第百十一

靴は革製にして、色は黒きを禮とす。左に表して男子洋装の大畧を示す。

第百十二

小禮服(燕尾服)	禮帽 但シ會食 夜會等ニ ハ屈伸ス ル高帽ヲ 冠スルヲ 可トス	無地ノ黒絨ニ限ル 胸部ノ鈕ヲ二行ト シテ之ヲ掛ケス	地質同右胸部ノ鈕 ヲ一行トス	地質同右	觀衣 白色
通常服(黒衣)	禮帽 儀式又ハ舞會 問宴會等 ニ用フ 通常之ヲ用フ ハ黒色ニ限ル	無地ノ黒絨若クハ 或ハ綾絨ノ内ハ 胸部ノ鈕ヲ二行ト シテ之ヲ掛ケベシ 必ス之ヲ掛ケベシ	地質同右但シ夏季ハ 白リンネル其 他上 ト同一ナルサ ハ模様ヲ用フル 可ナリ胸部ノ鈕 ハ模 行ニ行ニ適宜	地質同右但シ夏季ハ 立タサル可トス夏 右ニ同シ	觀衣 白色
朝服	平帽 黒茶鼠色等 適宜	通常無地黒若クハ 紺絨或ハ綾絨ヲ用 フ	地質同右夏季ニハ 白リンネル等ヲ用 フルモ可ナリ	縞絨夏季ニハ白 右ニ同シ	觀衣 白色
短衣	極畧服	ナレハ凡テ時ニ ハ凡テ時ニ	様ニ	隨ニ	ヒ

第六卷 容儀服装

襟	襟飾	手套	沓	外套
立襟或ハ折襟	白色ニテ紐或ハ蝶形ノ分ニ限ル地質ハ麻	光澤アル白革製但シ淡褐色ヲ用フルハ妨ケナシ	黒ノ護謨塗革製	適宜ナリト雖モ高シトス無地絨ヲ宜
立襟或ハ折襟	黒色ニテ紐或ハ蝶形トス又平常ニ在テハ他ノ色ヲ用ヒ其製モ適宜トス	革製白色ヲ除ク外何色ニテモ可ナリ	黒革製	適宜
立襟或ハ折襟	色合式様トモ適宜	白色ヲ除ク外適宜		適宜
適宜ニ調製スヘシ				

(備考) 勳章アルモノハ燕尾服ノトキハ本章ヲ、黒衣ノトキハ略章ヲ左方ノ胸釦孔ニ挿ム。  
屈伸スル高帽ハ室内ニ入ルトキハ屈シテ携フ可シ。  
手套ハ兩手ニ穿ツカ又ハ右手ノミヲ脱スルモ左ノ手套ハ脱セサルヲ通例トス

第百十三

女子の禮服は、普通に用ふるは模様物にて、畧したる場合には、無地又は小紋の紋付とす。送葬の時用ふるものは、無地黒の引反し紋付に白無垢をかさねたるものにして、帯も亦黒きものを用ふるを正しとす。されど、右は強ひてかゝる品に限るごいふにあらず、貴賤貧富により、他品にても妨なし。襦袢の襟は白羽二重又は綸子、紗綾等の類にて、總べて白を用ふるなり。袖は無垢ならば勿論

喪ニ臨ミ或ハ葬儀ニ會スルトキハ、上下無地ノ黒服ヲ着シ、襟手套等凡テ黒色ヲ用フベシ。又親戚ノ喪ニ在テハ黒紗片ヲ以テ帽ノ中帯ヲ覆フベシ。  
燕尾服又ハ黒衣ヲ着シテ外出スルトキハ、必ず外套ヲ着ス可シ。



白をよしとすれども、上衣と同じ下着を重ねたる時には他の相當の色物を用ふるも妨なし。羽織被布は禮服にはもちふべきものにあらず。但し落飾の人は十徳又は羽織を着るを以て禮とするなり。

第百十四

禮服を用ふる場合は婚姻葬式賀壽其の他の吉凶に關する事及び尊長に對する時とす。其の他、場所にして敬すべき所ならば、其の場所に對して敬意を表する爲め、禮服を用ふるなどの注意あるべし。

第六章 言語應對及び訪問

第百十五

人と對話する時は、言葉正しく發音明瞭ならんことを要す。音聲高からず、低からず又早からず遅からず、沈着

第百十六

にして順序を失ふべからず。陋しき言葉、耳遠き言葉、流行の言葉等は慎みて之を避くべし。

人と應答するとき、先方の人坐すれば己も亦坐し、先方の人立ち居る時は己も亦立つべきは勿論なり。火鉢にあたりながら貴人に應接し、また同輩にても、坐せる人に、立ちながら應答する杯皆非禮なり。

第百十七

人と對話するときは、目を相手の胸の邊に着けて、徐に談話を始むべし。先方の顔を餘りに眺め過ぐるも、外物にのみ目を注ぐも、共に非禮なり。妄りに座の前後を顧み或は對話中に座を立ちなどして、心の定まらざる如き舉動あるべからず。

第百十八

總べて談話が尊敬すべき事柄に涉るときは、相當の敬

禮を用ふべし。畏くも皇室の御事に涉るときは、最も鄭重なる敬語を用ひざるべからざるなり。

對話するに當り、往々自他の區別を誤り、自らをいふに敬語を添へ、他を語るに之を添へずして不敬に涉ることあり。注意すべし。

第百十九

第百二十

承諾の言葉を重んじ、無責任の言葉を發すべからず。又多言を慎むべし。人の話の半には發言す(人の話の)べからず。長者より言葉を掛けざる先に發言すべからず。又黙して長者の言に應せざるも不敬なり。

尊長の話を聞く時は、両手を膝上に置き、姿勢を正しくし、熱心なる容を表し、謹んで聞くべし。一旦聞きたることにても、始めて聴くと同じ心持を以てすべし。尊長の

第百二十一

話を聞きながら、他事を考へ思ふべからず。等閑に聞き流すも、一事を度々聞き返すも共に非禮なり。

話の事柄は、用談の外は何にもあれ、無害にて高尚なる題目たるべし。世界又は日本の出來事にして、地理歴史教育經濟等好き題目は多々あるべし。個人の身上を語り、人の秘密を許さず、又は衣服髪飾などの話柄に止まるが如きは、教育ある人の陋とする所なり。

おのが職とする事項のみを語り、又は我が喜好する事物に附會せんとするも亦人を厭はしめ、且れのが智識の狭さを表すものなり。我が父母兄弟夫妻子孫に關すること、又はれのれの履歴なども亦、人の間はざるに語り出づる、皆賤し。

第百二十二

第二百二十三

他人の言葉を窮詰し、其の趣意又は事實の過失を發評する等、人を困辱することあるべからず。人の言ひしことを我が物顔にいふは宜しからず。始終謙讓を守り、假りにも生意氣の風を表はすべからず。

人若しおのが説く所を批難するか、或はれのが述ぶる所人の意に合はざる様子あらば、程善く話柄を他に轉ずべし。かゝる場合には、愼みて不快の色を表はすことなかれ。

稠人集會の席にあつては、特に或一人と耳語すべからず。又他の人に知れぬ事柄によりて笑ひ興ずることを避けよ。

第二百二十五

集會の席等にて、始めて相見る人、名刺を出して交際を

第二百二十六

求むることあり。然るごきは、名刺を受けたるものは、必ず己の名刺を出して答ふるを禮とす。

長者に呼ばれたる時は、直ちに返辭し、急ぎ其の前に到り、跪きて両手をつき、或は直立して其の命をきくべし。命令を達へぬ様注意して聞き取り、其の要領を長者の前に復演して出づべし。

第二百二十七

命せられたる用事は、速に辨ずべし。先方の返事も亦其の場にて復演して歸り、復命すべし。

第二百二十八

使して先方にて金錢物品又は饗應を受くる等の事あらば、厚く禮を述べて受け、歸りて之を長者に告ぐべし。

第二百二十九

他人の爲に買物を爲す時は、其の數量品質等を確かに聞取りて行き、能くその適否を檢して後買ひ、金錢の計算

を爲し、請取證を得て歸るべし。

第三百三十

訪問は先方の支障あるべき日を避け、また早朝・食時・夜間を避けよ。通常、休日・祝祭日等の午後三時より五時の間を可とすべし。但し至急の用件又は凶事見舞等の爲に訪問すべき事起りたる時は、時刻に拘はらず成るべく即時にするを可とす。

第三百三十一

訪問は交情を厚うせんとする意に出づるものなれば、時々訪問するをよしとす。手土産の事に顧慮して訪問を缺くが如きは、沙汰の限といふべし。用務多くして寸暇なき身にては、祝賀又は吊慰すべき角立ちたる事には、訪問を怠らぬやう注意すべし。

第三百三十二

始めて面接する人を訪問するには、先づ然るべき人の

第三百三十三

紹介を得るを要す。

人の家の門戸にいたるときは、善き程に足音を立て、進み入り、取次ぎを乞ふべし。門口に立ちて様子を窺ふ如きことあるべからず。

第三百三十四

取次を乞ふときは名刺を出し、簡短に用向を述べ、内に案内せられたらば、傘杖等の携帯品を傍の妨にならぬ處に置き、履物を脱ぎ揃へて、式臺に上り、帽子外套を程善き所に置くべし。

第三百三十五

來客ある時は、空しく玄關に待たしむべからず。但し已を得ざる時は、先づ其の理由を述べて座敷に通して待たしむべし。上輩に對しては、主人玄關まで、等輩に對しては次の間まで、出て迎へ、自ら案内して之を客室の上座

に就かしめ、主人は下座にありて禮すべし。客の名刺は  
恭しく受けて机上に置くべし。

第三百三十六

賓主の應接はその分に應じて等差あるは勿論なれど  
も、等輩以上の宅へ行きし時は、我が爲めに設けられたる  
席、若くは相當と思惟する位置の稍下なる方に坐して禮  
すべし。相當の席に進められたらば、強ひて辭讓(無禮)す  
べからず。總べて着座するときは、建具の開閉或は通  
行を妨げざる様に注意すべし。若し又取次に案内せら  
れて座敷に通るときは、靜に座につきて、室の内外等を見  
廻すことなく、主人出づるときは、席を離れて禮すべし。

第三百三十七

便所に行くときは、案内を乞ひ、夜は燭を借るべし。便  
所を出づれば手を洗ふべし、椽先などへ痰を吐き散らす

などのことあるべからず。

第三百三十八

主人對坐中、若し席を離るゝことあるときは會釋し、座  
に復ればまた會釋すべし。主人客の前にて欠伸し、器物  
を弄び、屢々時計を顧る等、倦怠の狀あるべからず。客も  
亦此處彼處を見廻はし、後目を遣ひ、身をかきなどすべか  
らず。

第三百三十九

訪問者は能く時間を見計ひて、餘りに長居せぬ様心懸  
くべし。特別の用事なき訪問には、二十分より一時間を  
適度とす。先方多忙なる折、又は他の來客ある時の如き  
は、猶更心を用ふべし。

第四百十

退出せんとする時は、談話の程を見計らひて、挨拶して  
退くべし。主人は先づ先導又は扈從して立關迄送り出

づべし。この時訪問者は一應辭退して、主人に内に入らんことを求むべし。猶送られて立關に來らば、再び其所にて挨拶して出づべし。

## 第四百十一

訪問して主人の不在なる時は、名刺を出し、簡單に用向を述べ、又は再訪の時期を告げて歸るべし。

## 第四百十二

來訪者ありて主人の不在なる時は、取次の者は必ず來者の氏名用向を尋ね、又は再訪の有無を問ひおくべし。場合によりては座敷に通し、使を以て主人を喚ぶべし。

## 第四百十三

饗應に客をまねくには、一週間程前に招状を送り、諾否の返事を乞ふべし。期日至れば、庭園座敷等を清潔にし、觀覽に供すべき諸具を整頓し、家の分限に應じて、掛物活花等の飾附を爲すべし。其の他、夏は庭に水をうち、冬は

室内を暖むる等の用意あるべし。

## 第四百十四

客數の適宜なるを接待の周密なるを調理の精巧なることは、饗宴に關して主人の心得べき主眼なり。故に、室の廣狹手廻りの如何、及び客と客との間柄杯を考へて、招待すべく、主客互に胸襟を開き、懇談歎話して、歡樂を盡し、交際を親密にし、又氣候及び客の嗜好に適する食品を撰び、其の調理をよろしくするなどの注意あるべし。調理は主人自ら調理したるは、坊間にて購ひたるよりは、手厚きものご心得べし。

## 第四百十五

取次の者は、豫め來客の姓名を知り置き、客到らば、慇懃に迎接し、客の携帶物履物等は、符號番號等を以てそれぞれ之を分ち、人の踏まざる所に置くべし。客若し我が主

人より地位卑き人なりとも、取次の者禮を缺き不遜に渡ることあるべからず。主人が客を迎ふる心得は第三百三十四に同じ。

## 第四百十六

客人互に識らざる場合には、主人之を紹介すべし。其の法、先づ身分卑き方を高き方に、男子を婦人に紹介し、然る後に貴者婦人を賤者男子に紹介するなり。

## 第四百十七

客座に就きたるときは、先づ茶菓を出し、閑話を爲し、客の揃ひし後、其の程を見計ひて料理を出すべし。

## 第四百十八

客來のとき、家人婢僕を叱責罵詈し、或は子供を打擲することあるべからず、又物蔭にて耳語し、或は笑ひ、或は器物の取扱手荒くして、皿鉢の音の高く座敷に聞ゆる等のことあるべからず。これ等は皆客をして不快に感せし

むればなり。

## 第四百十九

饗應の招状を受けたるときは、速に諾否を答ふべし。

一旦承諾したる上は、漫りに其の約束に違背するは無禮なり。時刻至れば、他用ありともさし置きて到るべし。

時刻に後るるは、主人の心を痛ましめ、又他客に對しても失禮なり。さりこて、餘りに早きに過ぎ、用意の整はざる前に到り、主人の都合を妨ぐるも亦宜しからず。

## 第四百十

客室に入れば、主人並に相客へ挨拶して座を占め、床飾庭の掃除等、總べて主人の心して修飾せるものは、一覽して程良く賞すべし。其の他料理器具等を賞美するも亦同様なり。

## 第四百十一

饗應終はる時は、謝辭を述べ、場合を見計らひて主人に

暇を告ぐべし。但し相客の多き時など、告げずして歸ることあり。凡べて饗應を受けたる者は數日にして挨拶に赴くか、又は禮狀を發送すべきものことす。

第五百五十二

人の病を問ふときは、先づ家内の人に就きて、見舞の口上を述べ容體を尋ねべし。我より強ひて病人に面會を求むべからず。病人より面會を望めば、靜に病室に入りて慰問すべし。

第五百五十三

慰問中他の重症者又は病死したる人の話など、病人の心障となるべきことを語るべからず、高聲に語るべからず、猥りに喫烟すべからず。

病人の望みにあらざれば長居すべからず。病人これを望むことも、看病人の注意あるときは、程よく辭して退くべし。

第七章 雜件

第五百五十四

物品はすべて置場を一定し、整頓に注意し、取扱を丁寧にし、使用したる後は、舊位置に置くべし。

第五百五十五

我が所有品の他人の物と紛るゝ恐ある時は、己が氏名を其の品に記しれどか、又は置場を注意して、差誤なきやうにすべし。

第五百五十六

風呂敷に物を包むには、姓名等の記號ある方を奥にし、其の包みの殘部を内に折り込みて、下方に垂れざる様にするべし。但し他人の品と紛はざらんが爲に、故らに姓名等の外に顯はすこともあるべし。



第五百五十七

他人の品物に手を觸れ、又は無斷にて使用する事あるべからず。又他人の品物を妄りに批評し又は羨むべからず。

第五百五十八

人に品物を預けんとする時は、能く包み又は封じねくべし。汚損の點などあるものは豫め知らしめねくべし。人より物をあづかりたる時は、大切に保管すべし。預りたるものを自ら使用し、又は人に貸すことあるべからず。

第五百五十九

妄に金錢物品の貸借をすべからず。されど貸すべきものは快く貸すを良しとす。後日我が方にて用入るべき物は、貸す時豫め返済の期日を約束して置くを良しとす。

第五百六十

第五百六十一

貸借の金錢物品は、授受の際能く其の員數品柄をあらたむべし。又約定證書類は、文言字畫を正しく書き、其の控を寫し置くべし。

金錢其の他の事に付き人に證人を依頼することは、成るべく遠慮すべし。又人より依頼を受けても、迂濶に承諾すべからず。

第五百六十二

借りたる物は、必ず約束期限内に能くあらためて返すべし。若し其の汚損破毀せる事あらば、之を修覆するは當然なれども、其の損害甚たしきときは、他品又は代金を以て辨償すべし。其の儘返して、謝辭をも述べざるが如きは不敬の至と云ふべし。

又人より借りたるものを他人に又貸しすべからず。

第百六十三

借用せる書類は決して疎略にすべからず。読みかけの所には、かならず枝折を入るべし。紙を折るは無遠慮の所爲なり。また不審紙を貼るには、汚染するものを用ふるなかれ。返す前に残なく之を取去るべし。其の儘にして返すは不敬にも當り、且我が心の拙きをも人に見する憂もあれば、能く慎むべし。

第百六十四

書簡を認むるには、ただしく先方の人と對話せる心得にて、一言一句たりとも禮意を缺き不敬の言葉あるべからず。又稱呼其の他の體を備ふるを禮とす。

若し數名連署するには、宛名に近き方を上位とし、宛名なき連署は右方を上位とし、又連名の宛名は右方を上位とすべし。

第百六十五

誤字・落字・假名遣・字體慥に見えざる走書等をすべからず。御様・殿等の字は長者等輩なごの身分に従ひて斟酌する所ありて可なり。

書簡は前を二折半、末を一折半明け置くべし。又悔状には用詞の外決して他の用事を認むべからず、且宛名の脇付を記さず、これを封するは死封にし、封じ目は死點に引くものこと。故に平常の書簡には死封死點を忌むべし。

第百六十六

用紙は通常半切を用ふれども、貴人へは奉書或は杉原紙等を二折りにし、裏白に用ふるを禮とす。又薄葉を用ふるも可なり。繪半切などは用ふべからず。

第百六十七

書き終へて本封又は封筒に納めんには、紙尾より字を

内にして巻くべし。折目は宛名を外るるを要す。罌封にせんには、まき始より字を外にして巻き、紙尾を封筒に代用するなり。

第六十八

封筒は厚き日本紙を用ふるを良しとす。洋紙は毀損し易し。上書は雙方の住地即ち府縣國郡町村番地姓名等を正しく書き、字形は先方よりも己の方を稍々小さくすべし。

第六十九

人に代りて書狀を認むるときは、先づ一通り案文を作りて之を示し、加削すべき所なくば淨書すべし。淨書の上は、再び示して後封するものとす。

第七十

他よりの來書に對して返事すべき事柄は、速に返書すべし。答辯説明等は深切明瞭にして遺憾なからしむべし。

第七十一

し。人をして再び問はしむる如き粗漏あるべからず。返書を要する依頼狀等は郵便券を封入するか、又は往復はがきを用ふるを好しとす。又郵便物を投函する時は、必ず目方に注意して、不足税を先方に拂はしむるが如きことあるべからず。

端書の文、電報の詞は、簡短にして明瞭なるを要す。殊に電報の詞は假名書なれば、紛らはしき語なき様、詞の綴りに注意すべし。

第七十二

名前の脇付に用ふる詞に、閣下、尊下、侍史、足下、梧下、又は親展、貴酬、平信等種々あるべしと雖ども、これ皆先方の人と書中言ふところの事柄とによりて、用方に相違ありと知るべし。

今日、閣下は位官高き人に用ひ、尊下・貴下は之に次ぎて、  
父師兄長にも用ひ、足下・梧下等は等輩及び其の以下に用  
ふるを例とす。

他人の見て差支なき用事を述べたる書簡の脇付に、親  
展など記すは遠慮すべく、又秘密の用事に侍史などを記し  
たるは笑ふべきものと云ふべし。

追書は本文外の事を書くものにして、本文の遺漏を補  
ふにはあらずと知るべし。悔状には追書を認めぬもの  
なり。

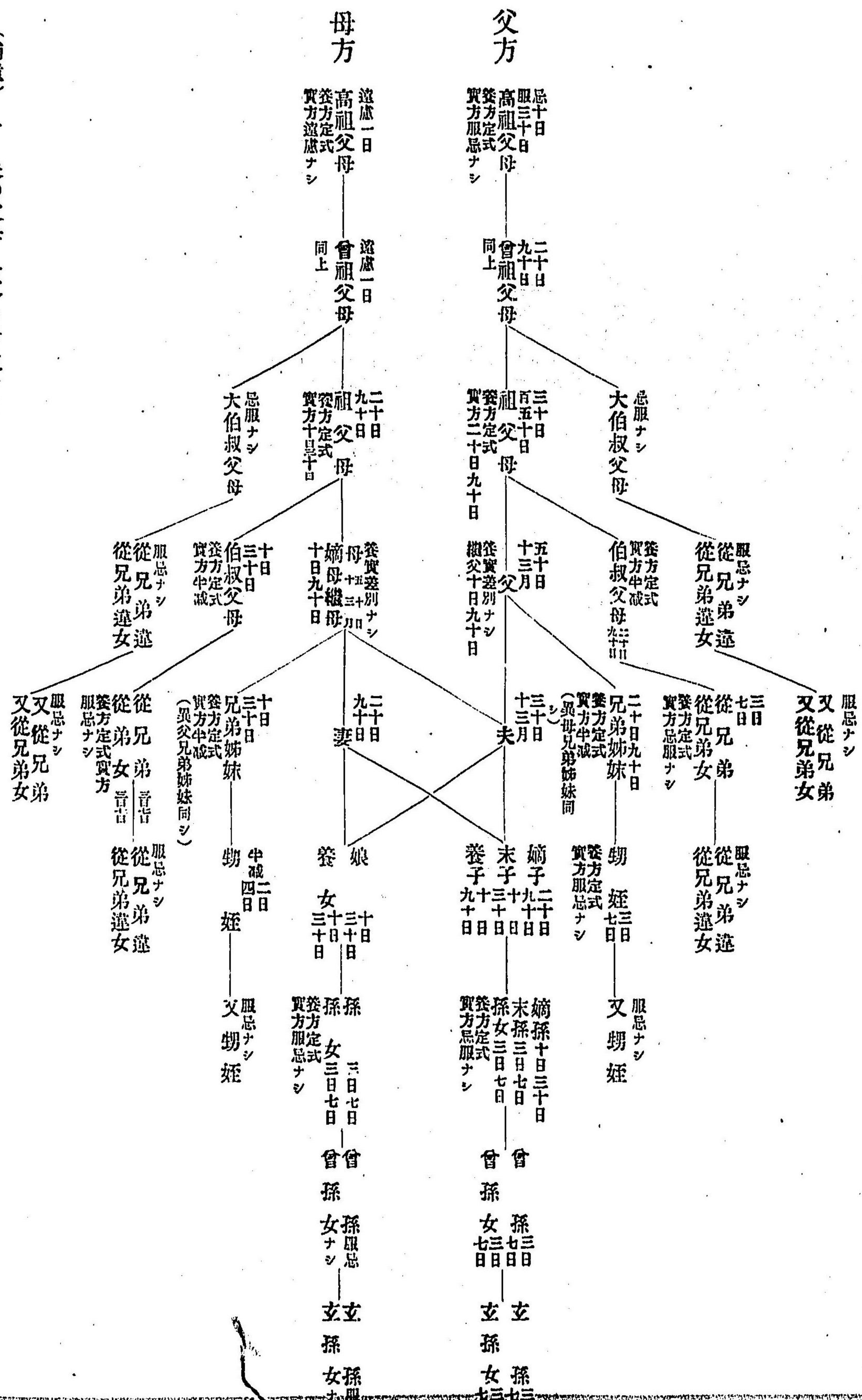
第七十三

作法大意 終

(用ふることに定めらる)

# 服忌令

(舊幕府の制。明治七年十月太政官布告第百八號を以て之を用ふることに定めらる)



(補遺) 一 夫の父母 三十日百五十日

- 一 七歳未満服忌なし。遠慮、父母は三日、親戚は一日。日数を過ぎて開けば、父母の外之に及ばず。小兒父母に於けるは遠慮五十日。
- 一 親戚は一日、日数を過ぎて開けば、父母の外之に及ばず。
- 一 聞忌 父母のみ歳月を経るも其日より更に定式、其他親戚は残日數を受く。日數已に經過すれば一日遠慮。

第百七十三

## 作法大意 終

今日、閣下は位官高き人に用ひ、尊下貴下は之に父師兄長にも用ひ、足下、梧下等は等輩及び其の以ふるを例とす。

他人の見て差支なき用事を述べたる書簡の脇展なき記すは遠慮すべく、又秘密の用事に侍史をたるは笑ふべきもの云ふべし。

追書は本文外の事を書くものにして、本文の遺ふにはあらずと知るべし。悔状には追書を認めたり。

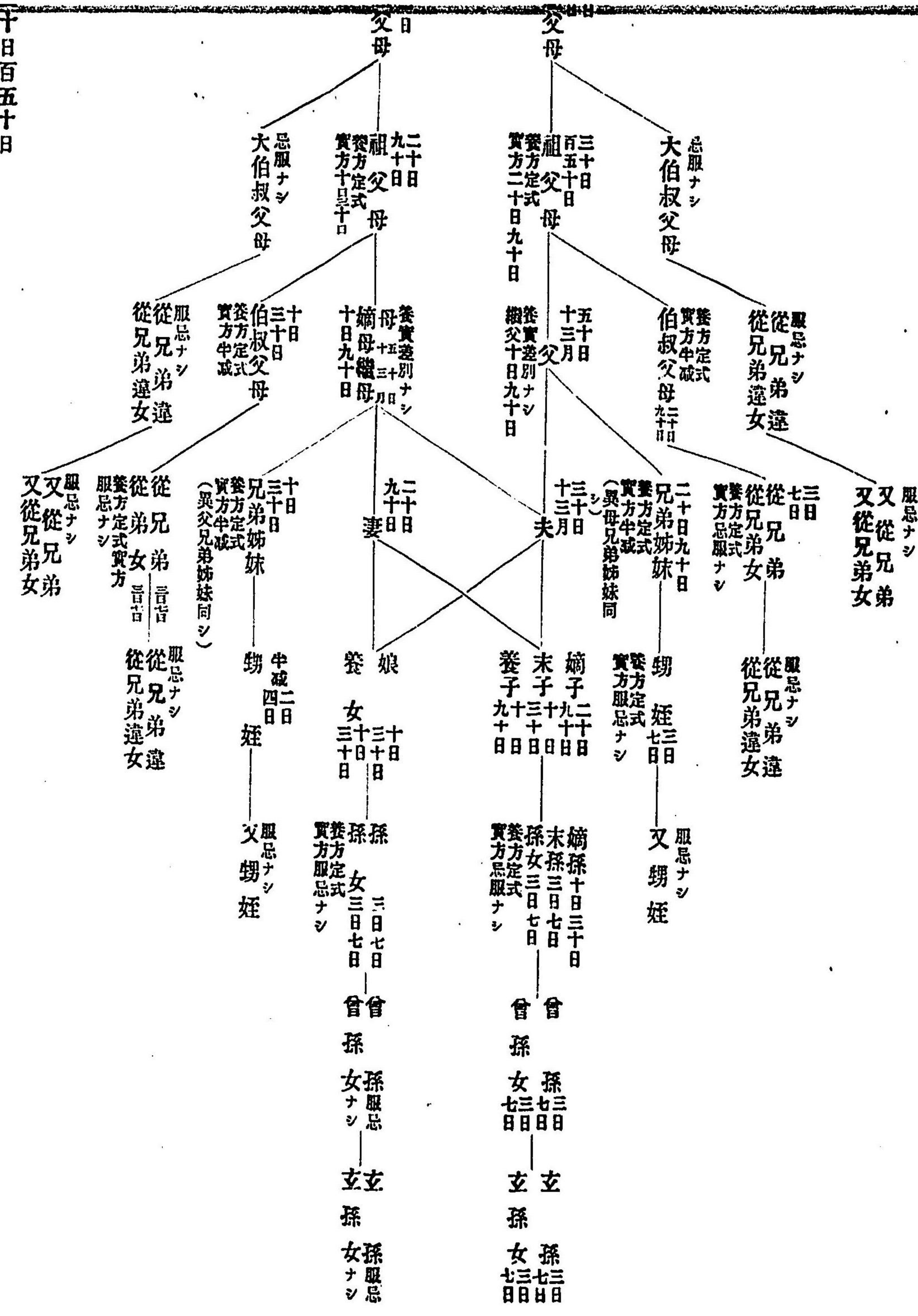
今日閣下は位官高き人に用ひ、尊下、貴下は之に次ぎて、父師兄長にも用ひ、足下、梧下等は等輩及び其の以下に用ふるを例とす。

他人の見て差支なき用事を述べたる書簡の脇付に親展なき記すは遠慮すべく、又秘密の用事に侍史なき記したるは笑ふべきものと云ふべし。

追書は本文外の事を書くものにして、本文の遺漏を補ふにはあらずと知るべし。悔状には追書を認めぬものなり。

### 作法大意終

（舊幕府の制。明治七年十月太政官布告第百八號を以て之を用ふることに定めらる）  
 （今便宜の爲め表の形を以て之をあらはす）



十日百五十日  
 なし。遠慮、父母は三日、親戚は一日。日數を過ぎて開けば、父母の外之に及ばず。小兒父母に於けるは遠慮五十日。  
 日數を過ぎて開けば、父母の外之に及ばず。  
 一歳月を経るも其日より更に定式、其他親戚は殘日數を受く。日數已に經過すれば一日遠慮。

257  
666

版權  
所有

明治四十一年十月一日印刷  
明治四十一年十月十日發行

。作按大憲典付

定價金貳拾錢

著者 小島政吉

埼玉縣浦和市二四三番地

發行者 河野環

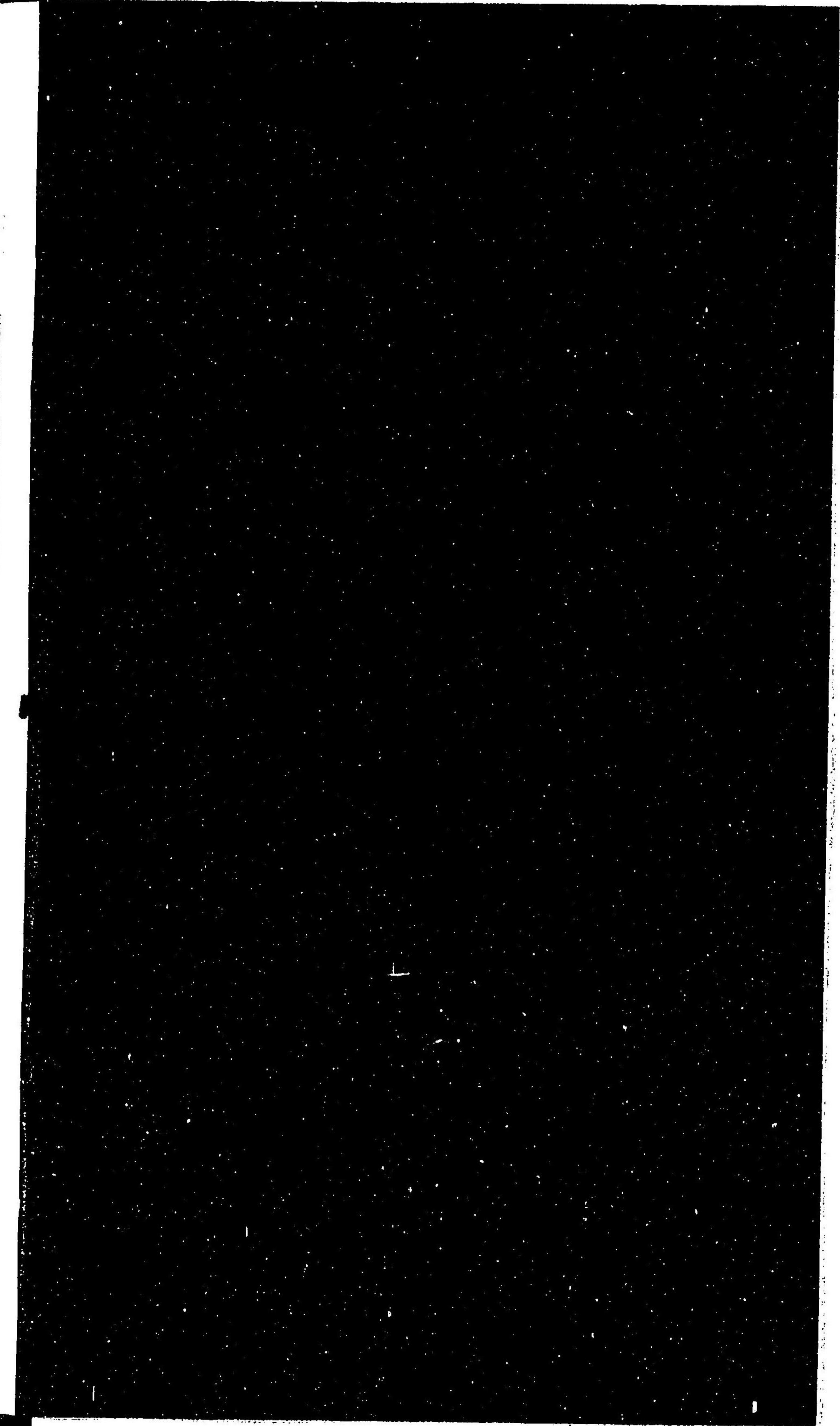
埼玉縣浦和市一八六番地

印刷者 桑原寬治

埼玉縣浦和市一七三番地

發行所 埼玉活版所

埼玉縣浦和市一七三番地





[Redacted header area]

[Large redacted body text block]

[Redacted vertical label]

[Redacted footer area]

特 23  
388

作法大意全  
国立国会図書館

012009-000-6

特 23-388

作法大意

小島 政吉/編

M41

AAG-0060

